

議案第15号

関市立図書館条例の一部改正について

関市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市立図書館板取分室の位置を変更するため、この条例を定めようとする。

## 関市立図書館条例の一部を改正する条例

関市立図書館条例（平成10年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表関市立図書館板取分室の項中「関市板取1634番地」を「関市板取1643番地17」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。